

財務省告示第七十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年二月二十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第六十一 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項並びに国債整理基金特 別会計法（明治三十九年法律第 六号）第五条第一項及び第五 条第二項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に発行される入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行（以下「非 とするものによる発行（以下「非

五

方募

入決定の

イ

価格競争

ロ

札発行

ハ

特別参加

二

行市場

非競争
札格第
発競

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を案分により

割り当ててみる。応募額を案分により当てる。そのうち応募価格の高いものからそのうち応募価格の高い

競争市場特別参加者（以下「非価格競争札発行」という。）

るも、財務大臣が各国内債市場特別参加者ごとの応募限度額を定め、参加者により発行（以下「非価格競争札発行」という。）を及
び価格競争札発行（以下「非価格競争札発行」という。）を
した後に行われる入札であつて、財務大臣が各国内債市場特別
参加者ごとの応募限度額を定め、参加者により発行（以下「非
価格競争札発行」という。）を及
び価格競争札発行（以下「非価格競争札発行」という。）を
した後に行われる入札であつて、財務大臣が各国内債市場特別
参加者ごとの応募限度額を定め、参加者により発行（以下「非
価格競争札発行」という。）を及

競争入札発行」という。）の価格
競争入札発行（以下「非価格競争
札発行」という。）を及
び価格競争札発行（以下「非
価格競争札発行」という。）を

七

払込金額

行争非者特国
 入価・別債
 札格第参市
 発競加場

 九付ノ国
 百国二債
 六債の整
 十に規理
 三つ定基
 億い金特
 円て基別
 、き会計
 額発行法
 面金し第
 額した五
 でた利条
 千利条

二

八

口
札非
発競
行争
入

八付ノ国五付ノ国八つ定百額発法十額発第う額
 百国二債十国二債十九いてに十面行第五万面行十一ち面
 十債の整三債の整はづき、で利第一国で利第一条財
 二に規理億に規理九つに定基に基特別、額面金
 億つ定基金千五百万円額面金計法第五
 円いて基特別、き会計法第五
 、き会計法第五
 額発行法
 面金し第
 額した五
 でた利条
 千利条

六

イ
発行

入価
札格行
発競
行争額

額面金額で一兆八千二十五億円
 うち、財政融資資金特別会計法
 第十一條第一項の規定に基づき
 第十條第一項の整理基金特別会計
 額面金額で千五百七十七億、
 法第五條第一項の規定に基づき
 額面金額で千五百三十三億、
 發行した利付債の額は、
 百十萬圓、
 定額に基き、
 ついては、
 八十九億八千萬圓
 国債の整理基金特別会計法第五
 ノ二債の整理基金特別会計法第五
 ノ二債の整理基金特別会計法第五
 国債の整理基金特別会計法第五

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年一・二パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を、第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 68}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
も、のとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額(た
だし、当該国債を発行時にお
て取得する者が非居住者又は
外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額)を控除すること
ができる。

十四 初期利子

平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{12}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十三年十二月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

二十

平成十九年二月二十六日